

介護職員等特定処遇改善加算(見える化要件)

「介護職員の人材不足に対し、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人もこの加算を算定しております。

算定要件として、

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること
 - ・ 職場環境等要件として職員の「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに取組を行っていること
 - ・ 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載により公表していること
- 上記6つの要件を満たしている必要があり、「見える化要件」に基づき賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組を公表させていただきます。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修の受講支援等 ・ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 ・ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実 ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェック等健康管理対策の実施 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

区分	内容
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・ 高齢者の活躍等による役割分担の明確化 ・ 5S活動等の実践による職場環境の整備 ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

加算取得状況

- ・ 特定処遇改善加算Ⅰ 取得事業所
 - ・ 特別養護老人ホーム 光薫寺ビハーラ 従来型
 - ・ 特別養護老人ホーム 光薫寺ビハーラ ユニット型
 - ・ 光薫寺ビハーラショートステイ
 - ・ 光薫寺ビハーラショートステイ 空床型
 - ・ 光薫寺ビハーラデイサービスセンター
 - ・ 光薫寺ビハーラデイサービスセンター 総合事業
 - ・ 青葉デイサービスセンター
 - ・ 青葉デイサービスセンター 総合事業

- ・ 特定処遇改善加算Ⅱ 取得事業所
 - ・ ビハーラ豆田 認知症共同生活介護
 - ・ ビハーラ豆田 小規模多機能型居宅介護
 - ・ 光薫寺ビハーラヘルパーステーション
 - ・ 光薫寺ビハーラヘルパーステーション 総合事業

上記の内容に取組み特定処遇改善加算を取得しております。